

令和7年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。 なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。	
活動路線	◎ 最重点路線	
	路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯
	道道五稜郭公園線 函館市梁川町10番（新世橋）先から 五稜郭町29番交差点の間及びその周辺	5時～22時
	道道函館南茅部線 函館市堀川町6番（昭和橋）先から 柏木町35番交差点の間及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点路線	
	路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯
活動地域	道道函館南茅部線 函館市柏木町35番交差点から 湯川町3丁目35番交差点の間及びその周辺	5時～22時
	◎ 最重点地域	
	地 域	重点時間帯
	本町地区 本町全域、梁川町1番から21番まで 千代台町全域、時任町1番から22番まで 堀川町20番・31番、的場町6番・7番・13番及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点地域	
	地 域	重点時間帯
	五稜郭地区 五稜郭町全域、柳町1番から10番までの間及びその周辺 中道1丁目1番から5番までの間及びその周辺	5時～22時
	杉並・松陰・柏木地区 杉並町全域、松陰町全域、柏木町全域 及びその周辺	5時～22時
	時任・人見地区 時任町24番から35番まで（32、33番を除く）	

	人見町5番から9番・17番から25番までの間及びその周辺	5時～22時
	中島地区 中島町全域及びその周辺	5時～22時
	湯川地区 湯川町1丁目から3丁目までの間及びその周辺	5時～22時

函館方面函館中央警察署